

# 福岡県公報

平成18年 9 月 6 日  
第 2 5 8 0 号

## 目 次

### 告 示 (第1689号—第1717号)

○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	…………… 1
○公共測量の実施	(土木管理課)	…………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	…………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	…………… 2
○解除予定保安林の所在場所等	(治 山 課)	…………… 2
○解除予定保安林の所在場所等	(治 山 課)	…………… 2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	…………… 3
○土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更の認可	(都市計画課)	…………… 3
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	…………… 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	…………… 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	…………… 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	…………… 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	…………… 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	…………… 5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	…………… 5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	…………… 5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	…………… 6
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	…………… 6
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	…………… 6
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	…………… 6
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	…………… 7
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	…………… 7

## 公 告

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治 山 課) …………… 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治 山 課) …………… 8
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治 山 課) …………… 8
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治 山 課) …………… 8
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治 山 課) …………… 8
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治 山 課) …………… 9
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治 山 課) …………… 9
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治 山 課) …………… 9
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治 山 課) …………… 10
- 被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定 (保健福祉課) …………… 10
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 11

## 告 示

### 福岡県告示第1689号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成18年 9 月 6 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 区域の名称 石原 ( 2 )
- 2 区域の所在地 八女郡上陽町大字上横山字飯塚
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 5 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 5 号とを結んだ線に囲まれた区域

郡	町	大字	字	地 番		標柱番号
八 女	上 陽	上 横 山	飯 塚	5602番	1号	1号、3号及び5号
				5598番 2	2号、3号及び5号	
				5576番 1	4号	

## 福岡県告示第1690号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、築上町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（固定資産税賦課用現況調査）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
築上町全域	平成18年5月12日から 平成21年3月25日まで

## 福岡県告示第1691号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
太宰府市国分三丁目470-1及び470-4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
太宰府市国分四丁目3番1号  
中島 久人

## 福岡県告示第1692号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町南里4丁目359-1（第2工区）

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡志免町南里3丁目9番33号

南里 義輝

## 福岡県告示第1693号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所  
福岡市西区生の松原1丁目1188の47・1244の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

風害の防備

- 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備えて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1694号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所

福岡市西区生の松原1丁目1246の1・1246の11・1250の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第1695号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 寺子屋晴耕雨読

(2) 代表者の氏名

城下 邦芳

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市東区美和台四丁目11番11号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、生活を営む上で問題を抱える高齢者を中心とした、他者の支えが必要と思われる人や、それらの人を支える援助者に対して、男女共同参画や世代間交流を通じて、地域に住む良き隣人として関わりながら、ソーシャルサポートネットワークを形成しつつ、介護支援や社会教育に関する事業などを行い、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1696号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画及び定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

太宰府市通古賀土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成18年4月12日から平成21年10月31日まで

3 施行地区

太宰府市大字通古賀字関屋、字久保田及び大字国分字久保田の各一部

4 事務所の所在地

太宰府市大字通古賀138番5号

5 設立認可の年月日

平成18年3月29日

6 定款変更の内容

事務所の所在地を次のように変更する。

太宰府市坂本1丁目138番1号

7 変更認可の年月日

平成18年8月25日

#### 福岡県告示第1697号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域 八女郡広川町大字長延、大字吉常及び大字水原 (広川東部第二地区)	換地処分年月日 平成18年8月28日
--	-----------------------

## 福岡県告示第1698号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林子定森林の所在場所  
朝倉郡筑前町三箇山字柳原320の1、320の2
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1699号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林子定森林の所在場所  
嘉麻市宮吉字乙ノ口1の1、1の6、1の9、1の10、字江合山297、301、304の3
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1700号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林子定森林の所在場所  
飯塚市八木山字本村1148の24
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字本村1148の24（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1701号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 平成18年9月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林子定森林の所在場所  
 飯塚市桑曲字神ノ後333の8、334、337、364の1、520の1、522、525、542

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1702号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 平成18年9月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林子定森林の所在場所  
 嘉麻市桑野字南河内3109の31

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1703号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。  
 平成18年9月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年 6 月17日農林水産省告示第938号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1704号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年 9 月 6 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年 2 月15日農林水産省告示第311号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1705号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年 9 月 6 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年 5 月28日福岡県告示第844号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1706号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年 9 月 6 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年 7 月 6 日農林水産省告示第1115号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1707号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年 9 月 6 日

業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年11月30日農林水産省告示第1917号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次にとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第1708号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年6月19日農林水産省告示第917号（1に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次にとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第1709号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年11月16日農林水産省告示第1529号（2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次にとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第1710号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

なお、平成18年8月福岡県告示第1477号は、取り消す。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所

八女郡上陽町大字北川内字葛3097、3100、3101、3108、3113の2、3114、宇舟木3152の2、3152の4、3154の1から3154の5まで、3156、3158、3160、3162、3163、3166、3169の1、3171、3172の1から3172の4まで、3176、3177、3178の1、3178の3、3179、3180の1、3180の2、3181、3183、3184、3395、3396の1から3396の3まで、3398

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び上陽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1711号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林子定森林の所在場所

八女郡黒木町大字北大淵字瀧ノ上131の2、字熊ノ内456の2、456の4、456の18

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊ノ内456の2・456の4(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1712号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林子定森林の所在場所

八女郡星野村字扇原17096、字渡瀬の上19743の1、19744の1、19744の2、19745の2、199745の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1713号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森



林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡上陽町大字久木原字本谷1446

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字本谷1446（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林

務部治山課及び上陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1714号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡上陽町大字上横山字山神3017の1、3017の2、3018の1、3020の1、3020の

3、3023の1、3023の2、3024の1、3024の14、3024の16、3024の22、3024の38から

3024の41まで、3024の44から3024の49まで、3024の57、3024の62、3024の69、3024の

72から3024の74まで、3024の76、3024の78、3024の79、3024の81、3024の85、3025の

1、3025の2、3025の6、3025の7、3025の9、字納又3295の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び上陽町役

場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1715号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡矢部村大字矢部字惣実3847の2、3847の13、3846（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1716号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林子定森林の所在場所

八女郡上陽町大字上横山字今村986、987の1、988、990の1、990の2、字申上1030の8

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び上陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1717号

平成17年3月20日からの福岡県西方沖地震による災害において、次の地域内に居住していた世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号の政令で定める住宅全壊世帯と同等の被害を受けたと認められる世帯のうち被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条第2号に定める世帯（長期避難世帯）とする。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 長期避難世帯の居住していた地域

福岡市西区大字玄界島1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、4の1、4の2、5の1、5の3、5の4、6の1、6の2、7の1、7の2、8、9の1から9の3まで、10の1から10の3まで、11の1から11の4まで、12から16まで、17の1、17の2、18から20まで、21の1から21の15まで、21の17、21の18、21の37から21の44まで、22から28まで、29の1、29の2、30の1、30の2、31、32、33の1、33の2、34、35、36の1、36の2、37、38、39の1から39の3まで、40、41の1から41の3まで、42から53まで、54の1、54の2、55から57まで、58の1、58の2、59、60の1、60の2、61から64まで、65の1、65の2、66、67、68の1、68の2、69、70の1、70の2、71から74まで、75の1、75の2、76の1、76の2、77の1、77の2、78から80まで、81の1、81の2、82の1、82の2、83から87まで、88の1から88の3まで、89、90の1、90の2、90の4、91の1、91の2、92の3、93の2、94の1、94の2、94の4、94の6から94の11まで、95の1から95の3まで、96の1、96の2、97の1から97の3まで、98の1、100、131、132、136の1から136の4まで、137の1、137の2、138の2、138の3、139の1、139の2、140から145まで、146の1から146の2まで、147の1から147の3まで、147の6から147の10まで、148の1、148の2、149の1から149の4まで、150の1から150の5まで、151、152の1から152の4まで、153、154、155の1、155の2、157から159まで、162の1、173、174、176、177の2から177の4まで、180の1から180の4まで、181から183まで、184の1から184の4まで、185の1から185の4まで、186、187の1、187の2、187の5、187の8、187の9、187の11、188の1、188の2、188の5、188の6、189の1から189の5まで、190、193、194、665から667まで、671から673まで、674の1から674の3まで、675から677まで、678の1から678の3まで、679から685まで、686の1から686の3まで、687の

1から687の4まで、688の1、688の2、689の1、689の2、690、691、691の4から691の10まで、691の14から691の19まで、692、693の1から693の10まで、693の17、694、695の1、695の2、696の1から696の3まで、697、698の1、698の2、699から706まで、707の1、707の2、708から711まで、713から719まで、1205、1208、1211、1213、1216から1219まで、1219の3、1219の12、1219の23、1219の28から1219の58まで、1219の71から1219の74まで、1219の76、1219の82、1219の83、1220から1228まで及び1231から1233まで

2 長期避難世帯となった日

平成17年3月20日

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則(昭和45年福岡県規則第43号)第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年9月6日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更しようとする都市計画の種類
  - (1) 太宰府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 太宰府都市計画区域区分
- 2 開催の日時及び場所
  - (1) 日時 平成18年9月28日 午後7時から9時まで
  - (2) 場所 太宰府市中央公民館 4階 多目的ホール(太宰府市観世音寺1丁目3番1号)
- 3 都市計画の案の概要及び閲覧
  - (1) 太宰府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要 同方針のうち、次の事項を変更する。
  - ア 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
  - カ 区域区分の方針

イ 主要な都市計画の決定等の方針

(ア) 土地利用に関する方針

(イ) 都市施設の整備に関する方針

(ウ) 市街地開発事業に関する方針

(2) 太宰府都市計画区域区分の変更の案の概要

市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(3)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(3) 閲覧

同案については、平成18年9月6日から9月20日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び太宰府市まちづくり企画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年9月20日(必着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711)に対して行うこと。

発行  
福岡県  
福岡市博多区東公園七番七号  
(総務部行政経営企画課)

印刷  
福岡市博多区東比恵二丁目九番一  
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)